

令和 7 年 10 月 31 日  
教育振興部教育指導課

## いじめ重大事態の調査結果について

区立学校において発生した、いじめ重大事態について、調査結果を報告する。

### 1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第 28 条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 2 事案の概要について

#### (1) 事案

①対象児童	区立小学校児童
②関係児童	区立小学校児童 2 名
③調査期間	令和 6 年 11 月中旬から令和 6 年 12 月中旬まで
④調査組織	教育委員会担当者、弁護士、心理士
⑤主ないじめの態様	仲間に入れてもらえないなどいくつかの行為

#### (2) 概要

対象児童は、令和 6 年 4 月から、関係児童に仲間に入れてもらえないなどいくつかの行為を受け、登校するのが難しくなった。対象児童は、しばらく別室登校を行っていたが、その後登校していない。対象児童は、同年 9 月から他の学校に転出した。

#### (3) 当該事案の事実経過から認定しうる事実

本件は、いじめ行為を客観的に認定するには資料が乏しく、対象児童の訴えと関係児童らの訴えに一部一致する事象はあったものの、総合的にいじめ行為があったことの確認には至らなかった。

しかしながら、対象児童が教室に入ることができなくなり、他校に転出したことは疑う余地のない事実であるし、対象児童保護者の相談内容およびその前提となる対象児童自身の被害申告が虚偽であることを窺わせる事情は全く見当たらない。したがって、対象児童にとっては、対象児童の申告に係る行為と感ずる行為が関係児童らによって行われ、それにより友人関係に違和感が生じ、本件に至ったものと認められる。

学校は、対象児童や保護者が安心できる説明を十分にできなかったこと、調査結果の説明に時間を要したこと、対象児童が別室登校や不登校になってから、組織的対応が不十分となり、多面的な対応になっていなかったこと等は、課題があった。そして、上記の学校の課題に対して、適切に支援できなかったことは、教育委員会の課題であった。

#### (4) 再発防止策の提言

##### ①学校の取組

- ・いじめ対策委員会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家を入れる。
- ・いじめ対策委員会の開催を、学校の年間計画に定期的に入れる。
- ・毎年度4月に全学級で、担任と児童全員の面談および児童同士の関係づくりに関する活動を行う。
- ・児童の状況を把握するためのアンケート等を毎月実施する。

##### ②教育委員会の取組

- ・区内学校に本件を共有し、上記の学校に対する提言を区内学校でも取り入れるよう周知する。
- ・対象児童と関係児童の見守りおよび支援を継続していく。